

# 春日井市消費生活センターだより

## 令和3年度 第4号



令和3年9月

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当 発行

### 1. 令和3年7月の春日井市での相談概要

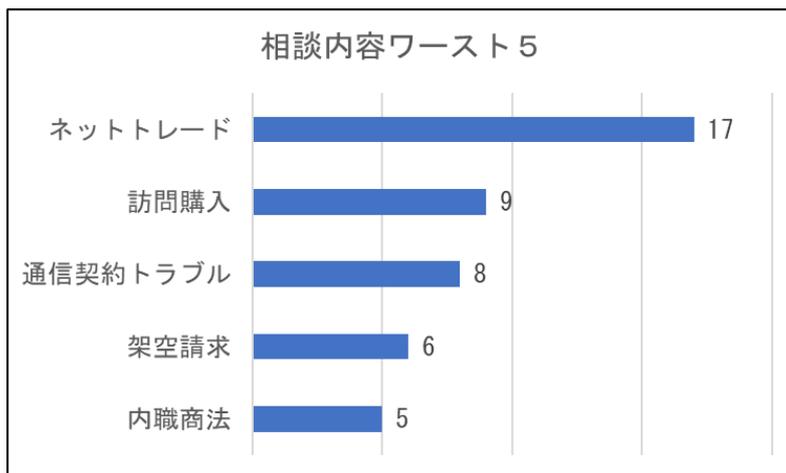
令和3年7月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は98件あり、前年の同月と比較すると1件減少、先月と比べると同じ件数となりました。年齢、相談内容の内訳は下表のとおりです。

世代別にみると、先月に引き続き20代の若い世代からの相談が最も多い結果となりました。一方で、70代、80代の高齢者の消費者トラブルも相変わらず多い事が分かります。

相談内容に関しては、先月に引き続き、ネットトレード（ネットショッピング）が一番多い結果となりました。

#### 相談者の年齢

20歳未満	2人
20代	25人
30代	8人
40代	13人
50代	13人
60代	3人
70代	15人
80代	15人
不明	4人



### 2. 今月の相談ピックアップ

#### ◆未成年者契約

令和3年7月に入ってから、未成年者契約についての相談が2件ありました。

2件ともインターネットを利用した契約であり、未成年者の間でネットショッピングの定着していることが推測されます。また相談内容を確認したところよく条件を読まず、理解しないまま、契約を結ぶことに同意していました。

契約締結の際は、目先の状況や好条件に踊らされないよう、しっかり契約の細部まで確認しなければならないことを、契約に不慣れな未成年者に対して周知する必要があります。

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

成年に達すると、親の同意が無くても自分で契約を結べるようになりますが、未成年を保護する「未成年者契約取消権」は使えなくなってしまいます。

社会経験が少なく、保護が無くなったばかりの新成人を狙う悪質業者もいるので、契約には責任が伴うことに注意し、慎重に行う必要があります。

#### (参考) 未成年契約取消権について

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた「未成年者契約取消権」によって、その契約を取り消すことができます。これは、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割をはたしています。

#### 令和3年7月における未成年者契約関連の消費生活相談

相談者：男性	
相談内容	出会い系サイトで知り合った女性に誘導されたサイトで2万円を支払った。だまされたと思うので、お金を取り戻したい。
相談結果	出会い系サイトの類似事例を情報提供した。返金を望むのであれば、経緯書を作成して販社及びデビットカード会社の企業にそれぞれ交渉することになることを伝えた。また、全額を確実に返金されるとは言えないことを伝えた。
相談者：男性	
相談内容	息子がネットの広告を見て初回500円のダイエットサプリを注文した。定期購入で15000円になる。解約希望。
相談結果	申出人は、息子から詳細を確認していた。状況を確認したところ、未成年契約に該当すると考えられたため、未成年者契約取消通知を発送してはどうかと話をした。その後、未成年者契約取消についての情報提供を行った。

### **3. 消費生活ニュース**

#### ◆ジャパンライフ事件からみる**消費者被害の回復**について

7月28日、磁気治療器の販売預託商法を展開して破綻したジャパンライフの、6回目となる債権者集会が開催されました。

「桜を見る会」騒動の際に、社名が出ていたのを覚えてみえる方もいらっしゃるかと思います。

ジャパンライフは、桜を見る会の招待状など国会議員の名前等を使って信用を高め、販売預託商法いわゆる「オーナー商法」を展開していました。高額な

磁気治療器を販売し、その治療器を別の顧客にレンタルした収益を、購入者に配当すると説明。年6%の収益で、年金より安定した収入になると謳い、多くの高齢者等に売り続けました。

しかし、レンタルするはずの商品が、契約数より大幅に少ないことが消費者庁の調査で発覚。配当金は、レンタルの収益ではなく、**新たな契約者から集めたお金**により、支払われていたのです。

ジャパンライフは、消費者庁から度重なる行政指導や業務停止命令などの行政処分を受けました。そして、2017年12月に倒産、2018年に破産手続の開始が決定、2020年には元会長らが詐欺の疑いで逮捕されています。被害者は約1万人、**被害額は約2100億円**に達しました。

では、この事件の被害者の救済は、どうなっているのでしょうか？

被害者が契約解除したことにより、ジャパンライフが支払っていた消費税が国から還付され、**回収できた資産は約26.8億円**となりました。

一方で、破産管財人が把握した債権総額は、約1596億円。この中には、元社員の未払給与やボーナス等の労働債権（約6.1億円）も含まれており、被害者の債権よりも、優先して支払われることになっています。

被害弁護団は、加害者側の労働債権が、被害者救済より優先されるのはおかしいと訴えています。いずれにしても**被害の回復には程遠い、極めて低い配当率**になってしまいます。

ジャパンライフは、破産手続き開始時には、本社ビルまで売却していました。また警視庁ほか合同捜査本部の捜査で現金6000万円が発見されるなど、**資産隠し**と疑われる行動もみられました。

こうした例からも、一度消費者被害に遭ってしまうと、支払ってしまったお金を取り返し、被害を回復することが、いかに困難か分かります。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課（3階）

受付 月曜日～金曜日（祝日除く）

午前10時～正午 午後1時～午後3時

電話 85-6616